



INFORMATION

市役所からのお知らせ

人口 16.9.1 現在
()内は前月比

人口 / 318,130人(+ 4)
男 / 151,527人(+ 13)
女 / 166,603人(- 9)

8月分・出生 213人
・死亡 230人
・転入 893人
・転出 872人

世帯 / 127,636世帯(+ 120)

南西(豊岩)墓地・平和公園墓地(返還分)

市営墓地使用者を募集します

対象

市内に住所または本籍があり、遺骨がありながら墓地がなく、寺院や自宅に保管しているかた。分骨は対象としません

申し込み

9月27日(月)から10月6日(水)まで、生活課、土崎・新屋支所にある申請用紙に必要事項を記入し、直接生活課窓口へ。申し込みは南西、平和公園のいずれか1区画

抽選

申込多数の場合は10月13日(水)午前10時~(南西)、午後2時~(平和公園)、市役所正庁で公開抽選により決定

区分	面積	区画数	永代使用料	管理手数料
南西	4.0㎡	46	224,000円	4,259円
平和公園	4.0㎡	14	324,000円	2,472円
	6.0㎡	2	486,000円	3,708円

永代使用料は一括納付、管理手数料は今年度から納入となります。

問い合わせ 生活課tel(866)2074

1

看板やステッカーで納税PR 納税標語を募集

市税の役割や納税の意義をPRする標語を、市納税貯蓄組合連合会と共催で募集します。入選者には賞状と記念品をさしあげます。

応募方法 はがきに標語(1人2点まで)、住所、氏名、生年月日、電話番号を書いて、10月15日(金)まで、〒010 8560 秋田市役所納税課納税推進担当室(866)2059

2

産業廃棄物に関する書類をお見せします

秋田市内で産業廃棄物を多量に排出する事業者の、平成16年度産業廃棄物処理計画、特別管理産業廃棄物処理計画、平成15年度に提出のあった処理計

画の実施状況報告書を、10月1日(金)来年9月30日(金)の平日に縦覧します。また、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管および処分状況等届出書を10月1日(金)来年3月31日(木)の平日に縦覧します。場所/市環境部寺内蛭根三丁目24-3 時間/午前8時30分~午後5時15分 問い合わせ 廃棄物対策課 tel(866)2943

3

クリーニング業法が 改正(10月1日施行)

クリーニング業法の一部改正により、次のことが決まりました。

苦情連絡先の明示 店舗での掲示のほか、来店の際に書面で配布します。

無店舗取り次ぎ営業の届け出 クリーニング所を開設しないで洗濯物の受け渡しをする場合は、あらかじめ営業区域を管轄する保健所へ届け出が必要

4

10月9日(土) 市役所の 自動交付機を休止

市役所正面玄関にある住民票と印鑑登録証明書の自動交付機は、10月9日(土)は、庁舎停電のため利用できません。なお、市民サービスセンター、土崎支所、秋田テルサにある自動交付機は、通常どおり利用できます。問い合わせ 市民課室(866)2018

5

避難場所などが 変わります

災害時の避難場所・施設が変わりました。避難場所を確認しておきましょう。

旧秋田技術専門学校グラウンド(飯島穀丁3-1)を解除し、新たに光沼近隣公園(土崎港相染町字沼端77番地)を指定
旧中央公民館(八橋運動公園1-2)を解除し、新たに八橋地区コミュニティセンター(八橋本町五丁目2-27)を指定
勝平市民グラウンド(新屋豊町153番地1)を新たに指定

問い合わせ 防災対策課

tel(866)2021

になります(現在営業中のかたは、今年12月末までに届け出が必要)。問い合わせ 市保健所衛生検査課 tel(883)1181



エコアちゃんの環境貯金箱作戦

中間報告!
8月末現在の環境貯金は
64万7千円

8月の家庭ごみなどの量は、台風の影響で木の枝が増えるなど、基準年(平成14年)の8月と比べて37トンの増え、先月末の貯金額から4万2千円減ってしまいました。

8月の家庭ごみなどの量

	基準(H14)	目標	実績	基準との比較
8月	11,942ト	11,567ト	11,979ト	+37ト
4月~8月 累計	57,114ト	55,320ト	56,553ト	△561ト

* 御所野の総合環境センターで焼却・溶融したごみの量(資源化物を除く)

生ごみ減量ポイント!

食べ物はこまめに適量を買きましょう
果物の皮や野菜くずは水気をよく切って捨てましょう
茶殻、コーヒー殻は一度乾燥させてから捨てましょう

生ごみは水気を切って

パソコン・家電5品目は正しく処分しましょう

市では、使用済みの家庭用パソコン、家電5品目(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫)の収集をしていません。これらは、下記のとおり正しく処分してください。

パソコンの処分方法

メーカーに回収を申し込むか、パソコンショップ・家電量販店などでの買い取りをご利用ください。「メーカーがすでにない」「自分で組み立てた」など処分方法がわからないときは廃棄物対策課へご相談ください

テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫の処分方法

買い替えの場合 新しい商品を買う小売店で引き取り
廃棄だけの場合 その商品を買った小売店で引き取り
買った店がわからない場合 収集の申し込みは、秋田廃棄物処理協会tel(895)7900
または家電リサイクルセンターtel0120 537 915

上記の方法以外にも、郵便局で「家電リサイクル券」を購入し、メーカー指定引取場所(下記)へ持ち込むこともできます。

- 松下・東芝・ビクター製品など (株)阪東商店tel(862)5734 (秋田市向浜一丁目3-11)
- NEC・三洋・日立・三菱・シャープ・ソニー、メーカー不明の製品など 日本通運(株)秋田支店流通倉庫課 tel(863)3026 (秋田市川尻町字大川反170-42)

問い合わせ 廃棄物対策課tel(866)2943

秋田市・河辺町・雄和町

1市2町の社会福祉協議会も合併します



調印式で結束新たに

8月30日、秋田市、河辺町、雄和町の社会福祉協議会の合併調印式が秋田ビューホテルで行われました。

合併の期日は、1市2町の市町合併と同じ来年1月11日。主となる事務所は秋田市に置かれますが、住民サービスの低下にならないよう、当分の間、河辺・雄和両町にも事務所が置かれます。

これからも市民のみなさんと共に、地域福祉の担い手として、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざしていきます。

問い合わせ 秋田市社会福祉協議会tel(862)7445

飯島地区で10月1日住居表示を実施します

新しい住所 必要な手続きをお忘れなく

新しい住所になるかたは、各自で不動産登記の登記名義人(所有者)の住所変更登記、法人の所在や代表者の住所変更登記、運転免許証の住所・本籍変更などの手続きをお願いします。

手続きに必要な「住居表示実施証明書」は、18歳以上の対象者1人につき4通ずつ、今月中に各家庭に郵送します。4通で足りないかたには自治振興課で無料で発行します。

また、住居表示実施区域で建物を新築・改築する際は、建築確認通知書に同封されている「住居表示申請書」を自治振興課に提出し、新しく決まった住居表示番号を住所としてお使いください。

問い合わせ 自治振興課tel(866)2036

